

## 西宮市都市交通会議事務局規程（案）

平成 25 年 1 月 26 日制定

## （趣旨）

第 1 条 この規程は、西宮市都市交通会議規約第 12 条の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関する事。
- (2) 交通会議の資料作成に関する事。
- (3) 交通会議の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

## （職員等）

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、西宮市都市局都市計画部都市計画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、西宮市の職員をもって充てる。

## （専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

## （文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、西宮市において定められている文書の取扱いの例による。

## （公印の取扱い）

第 6 条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、西宮市において定められている公印の取扱いの例による。

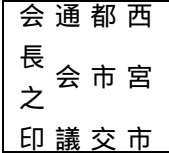
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
西宮市都 市交通会議 会長の印		てん書	21×21	会長名を もって発する 文書	1	事務局長